

■ Article (vol. 73) ■ .....

平成 25 年度税制改正大綱の主要課題を見る (2)

拓殖大学准教授 稲葉知恵子

平成 25 年 3 月 1 日に、政府は修正された税制改正案を閣議決定した。法案の付則に、民主党が修正要求した 4 項目<sup>1)</sup>について、平成 26 年度税制改正の際に検討するという内容を盛り込んでいる。これを受けて、自民、公明、民主の 3 党は年度内に法案が成立するよう努力することで合意している。

前号 (vol. 72) に引き続き、「平成 25 年度税制改正大綱」の主要課題について概観する。本稿では、資産課税、消費課税等を扱う。資産課税では、相続税の課税を強化する一方、教育資金にかかる贈与税は軽減されたことが特徴的である。この背景には高齢者の保有する資産を現役世代により早期に移転させ、その有効活用を通じて「成長と富の創出の好循環」を実現することが意図されている。消費課税では、平成 26 年 4 月から 17 年ぶりに消費税の税率が引き上げられるため、消費税引上げに係る措置が検討されている。「成長と富の創出の好循環」の実現へ向けて「平成 25 年度税制改正大綱」はどのような内容を掲げているのか、平成 26 年度以降の検討事項としてどのような方向性が示されているのかについて注目したい。

### 【資産課税】

税制改正大綱の「平成 25 年度税制改正の基本的考え方」によれば、相続税については「地価が大幅に下落する中においても、バブル期の地価上昇に対応した基礎控除や税率構造の水準が据え置かれてきた結果、課税割合が低下する等、富の再分配機能が低下している。こうした状況を受けて、課税ベースの拡大と税率構造の見直しを行う」<sup>2)</sup>こととなった。一方贈与税については、最高税率は相続税に合わせて引き上げられたものの、非課税枠は拡大され、税率構造も緩和された。具体的には、以下の項目が改正される<sup>3)</sup>。

#### (1) 相続税・贈与税の見直し

- 相続税の基礎控除について、現行の「5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数」を「3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数」に引下げ
- 相続税の最高税率を 55% に引き上げる等、税率構造の見直し
- 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、居住用宅地の適用対象面積の上限を 330 m<sup>2</sup> (現行 240 m<sup>2</sup>) に拡大するとともに、居

1 (1) 教育資金の非課税贈与枠の拡大 (2) 交際費を法人税がかからない損金に算入できる措置の拡大 (3) 国立大学法人への寄付税制拡充 (4) 子育て世代への支援措置の 4 項目である。

2 自由民主党 公明党「平成 25 年度税制改正大綱」、3 頁。

[http://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/pdf085\\_1.pdf](http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf085_1.pdf)

3 財務省「平成 25 年度税制改正大綱の概要」

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2013/25taikou\\_gaiyou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/25taikou_gaiyou.pdf)

住用宅地と事業用宅地（貸付事業除く）の完全併用を可能とする等の拡充  
 ○贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する見直し  
 ○相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を 65 歳以上から 60 歳以上に引下げ、受贈者に孫を加える拡充措置

(2) 事業承継税制

○非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度(「事業承継税制」)について、適用要件の緩和(雇用確保要件の緩和等)、負担の軽減(利子税の引下げ等)、手続きの簡素化(事前確認の廃止等)など、制度の使い勝手を高める抜本的な見直し

(3) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

○子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子・孫ごとに 1,500 万円までを非課税とする措置を創設

(4) 復興支援のための税制上の措置

○東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等を 1 年延長

相続税の税率構造は下記の表 1 の通りである。基礎控除および税率構造の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

表 1 相続税の税率構造

現行	税率	改正案	税率
1,000 万円以下の金額	10%	同左	
3,000 万円以下の金額	15%	〃	
5,000 万円以下の金額	20%	〃	
1 億円以下の金額	30%	〃	
3 億円以下の金額	40%	2 億円以下の金額	40%
—		3 億円以下の金額	45%
3 億円超の金額	50%	6 億円以下の金額	50%
—		6 億円超の金額	55%

(出所) 財務省 平成 25 年度税制改正の大綱 (2/5)

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2013/25taikou\\_02.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/25taikou_02.htm)

相続税の増税に伴い、個人の土地所有者の居住や事業の継続には配慮するために、小規模宅地等についての相続税課税価格計算の特例について、居住用宅地の限度面積を拡大するとともに、居住用宅地と事業用宅地の完全併用を可能とする等の拡充がなされた。

贈与税の税率構造は下記の表 2 および表 3 の通りである。改正された税率は平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。

表 2 20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造

現行	税率	改正案	税率
200 万円以下の金額	10%	同左	
300 万円以下の金額	15%	400 万円以下の金額	15%
400 万円以下の金額	20%	600 万円以下の金額	20%
600 万円以下の金額	30%	1,000 万円以下の金額	30%
1,000 万円以下の金額	40%	1,500 万円以下の金額	40%
—		3,000 万円以下の金額	45%
1,000 万円超の金額	50%	4,500 万円以下の金額	50%
—		4,500 万円超の金額	55%

(出所) 財務省 平成 25 年度税制改正の大綱 (2/5)

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2013/25taikou\\_02.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/25taikou_02.htm)

表 3 上記以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造

現行	税率	改正案	税率
200 万円以下の金額	10%	同左	
300 万円以下の金額	15%	〃	
400 万円以下の金額	20%	〃	
600 万円以下の金額	30%	〃	
1,000 万円以下の金額	40%	〃	
—		1,500 万円以下の金額	45%
1,000 万円超の金額	50%	3,000 万円以下の金額	50%
—		3,000 万円超の金額	55%

(出所) 財務省 平成 25 年度税制改正の大綱 (2/5)

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2013/25taikou\\_02.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/25taikou_02.htm)

高齢者の保有する資産を現役世代により早期に移転させるため、相続時精算課税制度の適用要件も拡充された。相続時精算課税制度とは、生前に贈与をした場合には贈与税が軽減するが、その代わりに相続のときには、贈与された財産と相続された財産を足した額に相続税がかかる課税繰延の制度である。

後継者の相続税額のうち、議決権株式などの 80%にあたる相続税の納税を猶予する事業承継税制について、見直しがなされた。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの時限措置で、贈与する人数に制限はなく、親や祖父母が教育資金を一括して 30 歳未満の子どもや孫に贈る場合、受贈者 1 人につき 1,500 万円まで贈与税が非課税となる。

### 【消費課税】

平成 26 年 4 月から 17 年ぶりに消費税の税率が引き上げられる。平成 26 年 4 月からは 8%に、平成 27 年 10 月からは 10%に引き上げられる予定となっている。平成 25 年度税制改正大綱では、消費税引上げに係る措置について下記の内容を掲げている<sup>4</sup>。

- 消費税率の 10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。
- そのため与党税制協議会で、速やかに下記事項について協議を開始し、本年 12 月予定の 2014 年度与党税制改正決定時までに関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする。
- 与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜、検討状況を与党税制協議会に中間報告をする。
- 協議すべき課題
  - ・ 対象、品目
  - ・ 軽減する消費税率
  - ・ 財源の確保
  - ・ インボイス制度など区分経理のための制度の整備
  - ・ 中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解
  - ・ その他、軽減税率導入にあたって必要な事項

平成 25 年度税制改正では、復興支援のための税制上の措置として、被災した酒類製造者の清酒などに係る酒税の軽減割合（現行 5%）を、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の間は 6.25%に拡大する。

---

4 自由民主党 公明党「平成 25 年度税制改正大綱」、7 頁。  
[http://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/pdf085\\_1.pdf](http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf085_1.pdf)

財務省 「平成 25 年度税制改正大綱」

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2013/250129taikou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/250129taikou.pdf)

財務省 「平成 25 年度税制改正大綱の概要」

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2013/25taikou\\_gaiyou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/25taikou_gaiyou.pdf)

以上